

宇宙的価値としての平等をめぐる疑問

—— 価値理論の検討が不足しているのではないか ——

宮本雅也

I. はじめに

最初に本書（井上[2017]）の特徴を確認しておこう。本書は日本語で書かれた分析的平等論の初の本格的な研究書であり、日本における現代政治哲学研究に対して多大な貢献を果たすことになるだろう。その理由は以下二つである。第一に、ロールズやドゥオーキンの理論、左派リベタリアニズム、運の平等論など、分析的平等論において定番と言いつける論点をかなり広くかつ精密に論じている。第二に、より重要なことだが、「宇宙的価値としての平等」と「選択責任の両立論的構想」からなる井上独自の平等主義的正義の理論構築に取り組んでいる。

本稿では、井上独自の理論構築の部分に注目する。とりわけ、私が本書の中で最も重要であると考えた「宇宙的価値としての平等」に焦点を当てる。そして、それに関する疑問を提起することにより、井上の理論をより説得的なものにするためにさらに論じるべき点を明らかにしていきたい。全体として、私が主張したいのは、平等が究極的な宇宙的価値を有していると論証するには、価値理論レベルの検討（価値概念自体の分析）が不足しているという点である。

以下のように議論を進める。平等の宇宙的価値が論証されるのが本書第4章であるため、第2節では、本書第4章の内容を簡潔に確認する。第3節では、確認した論証内容に対して二点の疑問を提起する。第4節では、二つ目の疑問を検討することで、井上が本書では明示的に論じていないにもかかわらず、他の論文で扱ってい

た価値に関するムーアのテストを引き合いに出す必要があるという点が示される。また、ムーア的な価値の構想を採る場合、他の有力な価値の構想に反論すべきであると指摘し、一つの有力な代替的構想としてスキャンロンの価値の転嫁説を挙げる。

II. 宇宙的価値としての平等のための井上の論証

本節では、井上の議論に疑問を提起する前に、宇宙的価値としての平等が論じられる本書第4章の内容を要約しておく。

第4章において、井上はまずブルーム・テムキン論争を取り上げる。これら二人の哲学者の間の論争のポイントは、平等の価値を「価値は必ず誰かにとっての価値であるとする」「個人的善の原理」を前提にして理解するかどうかである(124)⁽¹⁾。ブルームは個々人の請求権(claim)の扱いに関する公正を媒介させることで、不平等の問題が個人的善の原理によって適切に説明されると考える(125-126)。対照的に、テムキンは非個人的価値としての平等を支持する。

テムキンは次のような応報的正義に関わる例を挙げる。この例は、「聖人」と「罪人」からなる二つの世界A、Bを考えるものである。いずれの世界でも聖人の福利は同じだが、AよりもBの方が罪人の福利が高い。このとき、応報的正義の観点からは、Aの方が善いことになるが、両世界の違いは聖人の福利には影響していない以上、個人的善の原理が正しいとすれば、

事態の道徳的評価には影響を与えないはずである。それゆえ、このケースにおける応報性（功績）の直観が正しければ、個人的善の原理は必ずしも妥当ではなく、個人的価値に還元されない非個人的価値の存在が示される(129-131)。これに対し、ブルームは、世界Bでは罪人を不当に厚遇することで聖人に危害が加えられているとみなしうるといふ点から、この例は個人的善の原理から説明できると主張する。テムキンはこれに次のように反論する。聖人と罪人が隔絶された世界に住んでおり、聖人は罪人の厚遇を全く知らないとしよう。それでも、不正は生じていると考えられる。そのため、聖人がどのように評価するかに関係なく、罪人の厚遇には悪い点が存在し非個人的価値の存在が示される(131-133)。

こうしたブルーム・テムキン論争に対し、井上は「ブルームよりもテムキンの議論の方が説得的だと考える」(133)。テムキンの隔絶された世界の方の例で、比較評価を伴う非個人的価値が規範的判断に影響するという点に関して、井上は次のように述べる。「少なくともわれわれの直観は、それを否定することに抵抗を覚えるだろう」(133)。

他方、井上はテムキンの立場にも以下の三つの批判が可能であるとする。第一に、テムキンの立場は、平等自体の理解に責任の要素を組み込むことから、ハーリーの「平等主義の誤謬」問題に直面し平等主義的分配パターンを導けない可能性を残してしまう（非平等主義の問題）。第二に、平等を責任と不可分とみなすテムキンの立場は、アンダーソンの「過酷な政策」批判に見られるような問題のある対処を正当化してしまう（反平等主義の問題）。第三に、テムキンは正義を構成するのは平等の価値だけではないとするため、平等以外の内在的価値の存在を示し、かつそれら複数の価値の間の関係性を明らかにする必要があるが、これらの試みに取り

組めているとはいいがたい（アドホックな多元主義の問題）。それゆえ、これら三つの問題を回避することのできる平等の価値の理解を提示する必要がある(135-141)。

そこで、井上が次に検討するのが、非個人的価値としての平等を認める立場の中でも「責任を平等それ自体の価値に一切組み込まない」ペアションの「極端な平等論」である(142)。ペアションの立場の核心は「反不平等主義」であり、それによれば、平等自体は価値としてはゼロであるが、不平等の内在的悪を示す際の基軸となる（オペレーターとしての役割）。ペアションの議論は、正義論の展開において、不平等を正当化しうる個人的責任を全面否定する点に特徴がある。その根拠は、「コントロール可能性」のような責任付与の事実が、必ず本人に責任を負わせられない要素に因果的に関わってしまうという点にある。そのため、不平等を正当化する責任が究極的には成立しないことになる(143-145)。

井上はこのペアションの極端な平等論を次の二点で批判する。第一に、ペアションは平等をゼロ水準の価値として扱う積極的根拠を示していない。第二に、責任の理解自体がいかなる正義の構想を採るかに依存するはずであるにもかかわらず、ペアションは自身の責任の理解を不当に自明視している(146-147)。

このようにテムキンおよびペアションの議論に問題点があると示した上で、井上は「宇宙的価値」としての平等を提案する。この提案において、非個人的価値としての平等は、「正義を超えた究極的価値、もっと言えば世俗的な世界に根差すあらゆる価値を超越した『宇宙的価値』(cosmic value)として位置づけられる」(148)。さらに、井上によれば、宇宙的価値としての平等は、「あらゆる可能世界で見出される純粋に関係的な価値である点」において、「平等の積極的誘因力を示すものとなっている」

(148)。この誘因力によって、ペアションの言う平等のオペレーターとしての役割が示される(149)。そして、第4章の最後で、この宇宙的価値としての平等に依拠する平等主義的正義論が、テムキンが直面した前述の三つの問題を回避できるという点が確認される(152-155)。

III. 井上の論証に対する二つの疑問

前節では、宇宙的価値としての平等の論証を確認した。本節では、こうした井上の論証に対して二つの簡潔な疑問を提起する。一つ目はブルーム・テムキン論争に対してテムキンに軍配を上げるという直観的評価に関する疑問であり、二つ目は平等の価値と正義を含む他の諸価値との関係に関する疑問である。順に見ていこう。

第一に、前述のように、井上はブルームの立場よりもテムキンの立場の方が優れているとするが、この判断は十分に説得的だろうか。私にとっては、ブルームの立場の方が直観的に適切である。既に見たように、テムキンが挙げる聖人と罪人の例に関して、ブルームは当事者間の相対関係による個人に対する影響に伴う公正棄損の点から説明可能であるとする。これに対し、テムキンの反論は、それぞれが完全に隔絶された世界に住んでいるため、聖人が罪人の厚遇を全く知らないとしても、聖人は不正を被っていると言いうるというものであった。しかし、なぜそう言えるのかを理解するのは困難である。不正を主張する立場にある人が誰も存在しない場合には、不正は発生していないのではないか。少なくとも私の直観では、不正を主張できる人が誰もいないような事態であれば、そこには不正は存在しない。

こうした井上と私の直観的理解のずれから、悪ければ、テムキンに軍配を上げる際に、井上は論点先取をしているのではないかという疑惑が生じる。つまり、誰の視点でもないような世界の客観的な視点が正・不正の道徳的評価に関

係があると予め前提にしているから、テムキンの見解の方が適切であるという評価になるのではないか。あるいは少なくとも、直観にずれがある以上は、テムキンの主張の方が直観的に正しいと思われるという以上の理論的考察を展開する必要があるだろう。

第二に、平等の価値と正義の価値の関係、あるいは平等の価値と（正義でも平等でもない）他の諸価値との関係に関する疑問を述べる。まず、平等と正義の関係性を確認しよう。井上は「われわれの平等主義的正義論が準拠する価値体系では、平等が正義の上位に来る」と主張する(19)。ここから宇宙的価値としての平等は、正義を統制するものであることが分かる。一言で言えば、「正義の基底性」でなく「平等の基底性」である。

また、正義以外の他の諸価値との関係においても、平等は基底的でなければならない。平等の価値だけが究極的な内在的価値である必要がある。仮に井上が平等以外の究極的な内在的価値の存在を認めるとしよう。その場合、井上自身がテムキンの問題点として指摘したアドホックな多元主義の問題を回避するのが困難になる。それゆえ、平等は正義だけでなく他の諸価値との関係でも基底的位置を占める必要がある。しかしながら、ブルーム・テムキン論争を検討して非個人的価値の存在が認められると指摘し、ペアションの極端な平等論にも不足があると論じるだけで、なぜ平等がこれほど重要な価値であると示されたことになるのか。平等が唯一の究極的な内在的価値であると示すためには、さらなる論証が必要であるように思われる。

IV. ムーアの価値の構想と価値の代替的構想の可能性

前節では、井上の宇宙的価値としての平等の論証に対して二つの疑問を提起した。一つ目の疑問はブルーム・テムキン論争のようなケース

で直観に依拠できるのかというものであり、二つ目の疑問は他の諸価値に対して平等が基底的位置を占めるといふ論証が不足しているのではないかというものであった。

第二の疑問に対し井上がどのように応答するかを考えてみたい。おそらく、そのヒントは、本書ではわずかに触れるだけであったが、井上が他の論文で論じているムーアの「絶対的孤立化」(absolute isolation)テストにあるだろう⁽²⁾(井上[2010])。井上によれば、ムーアの絶対的孤立化テストとは「事物が『絶対的に孤立した状態で存在するとしても、われわれが善いと判断するようなもの』であるのかどうかをチェックするためのテスト」である(ibid.: 136)。その論文で、井上はこのテストを高く評価し、次のように述べている。「徹頭徹尾非個人的な究極的価値を同定するには、的確な手法であり、「ムーアの〈絶対的孤立化〉は、内在的価値を有する事物を人間中心主義的な制約のもとに対象化しないがゆえに、宇宙論的射程をもっている」(ibid.: 137)。

ブルーム・テムキン論争におけるテムキンの優位により非個人的価値の存在が明らかになり、かつ、こうしたムーアの絶対的孤立化テストを用いることで平等が宇宙(論)的価値を有することが証明されるというのが、井上のもともとの主張であったと考えられる。この井上の主張が継続しているとすれば、上記の二つ目の疑問に答えることができる。つまり、絶対的孤立化テストを通過するのは平等の価値だけであり、正義や他の諸価値はこのテストを通過できない。そのため、平等だけが特別な重要性を有する唯一の内在的価値だ、という応答が可能になる。

しかし、ムーアの絶対的孤立化テストはムーアの特異な価値の構想の一部であると思われる。そのため、井上がムーア的な価値の構想を採る場合、その他の有力な価値の構想を検討する必要が出てくるだろう。言い換えれば、ムーアの

孤立化テストが最善の(内在的)価値のテストであると示すために、価値理論の検討をさらに展開する必要があるだろう。ムーア的構想に代わる価値の構想は数多く存在すると考えられるが、紙幅と能力の限界上、ここではスキャンロンの価値の「転嫁説」(buck-passing account)に限定して論じたい⁽³⁾。

転嫁説は、スキャンロンが主著『われわれが互いに負い合うもの』の第2章で示した価値の理解である(Scanlon [1998:ch.2])。転嫁説によれば、何か価値あるという主張は、その対象に対して特定の仕方で行為する(肯定的な態度をとる)ための理由を与えるような他の(価値あること以外の)性質(property)を有していると主張することだと理解される(ibid.: 96)。つまり、転嫁説の特徴は、価値を価値自体に注目して説明せずに、行為理由を与える他の性質の存在を示す観念とみなすことにある(ibid.: 97)。例えば、あるリゾート地が価値あるもの(善いもの)であると言うとき、そのリゾート地が楽しいところであるという性質を有しており、その性質がそのリゾート地を訪れるという行為の理由を与えていると理解される(ibid.)。

この転嫁説のようなムーア的構想とは異なる別の有力な理解が存在すると指摘するだけで、ムーアの価値論に依拠している場合、平等の宇宙的価値の議論が論争的であるという点は示されるだろう。それゆえ、井上の平等論の論争性を示すためには、転嫁説が成功するかどうかも検討する必要はない。

だが、スキャンロンが転嫁説を支持するために挙げる論拠だけは簡単に確認しておこう。スキャンロンが挙げる論拠は以下二つである。第一に、転嫁説は行為理由を与える性質の多様性などを認められるため、価値多元主義と相性が良い(ibid.: 97-98)。第二に、ムーアの「未決問題(開かれた問い)論証」(open question argument)を検討すると、ムーア自身の価値・

善に関する見解よりも転嫁説の方が妥当であると判明する。

第二の論拠の方がより複雑であるため、説明を加えよう⁽⁴⁾。ポイントは、ムーアの未決問題論証で出てくる「まだ決まっていない（開かれています）感じ」(open feel)をどのように説明するかである。ある自然的性質pによって善（価値）を定義してみる。このとき、ある対象Aに関して、「Aはpである。しかしそれは善いか」という問いが可能なはずである。例えば、pを楽しさとした場合、「ゲームをするのは楽しい。しかし楽しいゲームをするのは善いことか」と問うことは可能である。これが「まだ決まっていない感じ」である。しかし、ムーアによれば、善=pが正しいならば、この問いは不可能になるはずである。ここから、ムーアは善（価値）が定義不可能・分析不可能であると主張し、さらに、そのような善さが行為理由を与えるとみなす。これに対して、スキャンロンは、転嫁説を採れば、この「まだ決まっていない感じ」をより適切に説明できると主張する。転嫁説によれば、善いことは理由を与える他の性質（自然的性質）を有していることを意味する。そのように考える場合、「まだ決まっていない感じ」とは、当該の性質が本当に行為理由を与えるかどうかの実践的反省の段階が可能であることを意味することになる。先の例で言えば、ゲームが楽しいという性質を有していると認めたとしても、その性質がそのゲームをプレイする理由を与えるという結論を引き出すべきかを問うことができる。このような仕方では、転嫁説は「未決問題論証」で問題になる「まだ決まっていな

い感じ」を説明することができる。しかも、その際、善を定義不可能・分析不可能な奇妙なものとなさず、自然的性質と結びつけて善を説明することができる(ibid.: 96-97)。

スキャンロンの転嫁説を紹介してきた。この転嫁説のような代替的な構想が存在する以上、井上が価値のムーアの構想を採る場合、そうした代替的な構想に対して反論を展開する必要があると思われる。

V. おわりに

本稿では、次のような議論を展開した。第2節では、井上の宇宙的価値としての平等の論証内容を確認し、第3節では、この論証に対して二つの疑問を提起した。第二の疑問の考察が正しい場合、第4節で見たように、転嫁説のようなムーア的な価値の構想とは異なる理解に対して反論する必要があるだろう。一言で言えば、宇宙的価値としての平等を論証するには、価値理論レベルの検討が不足しているものと思われる。

このように、本稿では井上の議論の不足を指摘してきたが、このことは独自の理論構築に果敢に取り組んでいる本書の価値を何ら損なうものではない。むしろ、次のようにも言える。井上が自身の理論を積極的に提案しようとしたからこそ、価値理論がたんにメタレベル（メタ倫理学）の問題であるだけでなく、実質的規範を扱う政治哲学においても取り組む必要がある問題であると示され、さらなる研究の発展可能性が広がった。

註

1. 本稿では、井上[2017]の頁数は()内に数字だけで示す。
2. 本書では、第1章12-13頁にムーアの孤立化テストが出てくるが、第4章では議論されていない。
3. なお、一般的には、スキャンロンの転嫁説は、価値の「適合態度理論」(fitting attitude theories)の一種

(少なくともそれに類似した立場)とされる。適合態度理論の共通特徴は、価値づけを行う主体側が表出する態度・反応の適切な対象であることとして、価値を説明することにある。適合態度理論に関しては、Orsi [2015: ch. 1]を参照。

4. 善に関してスキャンロンとムーアを比較する文献としては、Stratton-Lake and Hooker [2006]を参照。

文献

井上彰 (2017) 『正義・平等・責任：平等主義的正義論の新たな展開』 岩波書店。

井上彰 (2010) 「平等の価値」『思想』(1038):120-148。

Moore, George E. (1993) Thomas Baldwin (ed.) *Principia Ethica revised edition*, Cambridge: Cambridge University Press. =(2010) 泉谷周三郎・寺中平治・星野勉(訳)『倫理学原理 付録：内在的価値の概念／自由意志』三和書房。

Orsi, Francesco (2015) *Value Theory*, London: Bloomsbury.

Scanlon, Thomas M. (1998) *What We Owe to Each Other*, Cambridge, MA: The Belknap Press of Harvard University Press.

Stratton-Lake, Philip and Brad Hooker (2006) "Scanlon versus Moore on Goodness," in Terry Horgan and Mark Timmons (eds.) *Metaethics after Moore*, Oxford: Oxford University Press.

※本稿は日本学術振興会科研費補助金(17H07166)の助成による研究成果の一部である。

受稿2017年9月8日／掲載決定2017年11月1日